

日本ニューロリハビリテーション学会認定医資格基準 (R2.5.28 理事会承認)

1. 名称について

「日本ニューロリハビリテーション学会認定医」

2. 資格基準

- ① 現在、臨床神経科学領域（リハビリテーション科、脳神経外科、整形外科、脳神経内科、精神科、小児神経科、心療内科）の診療に携わっていること。
- ② 日本ニューロリハビリテーション学会に継続して3年以上入会していること（継続して3年間の年会費を収めていること）。
- ③ 日本リハビリテーション学会専門医、日本脳神経外科学会専門医、日本整形外科学会専門医、脊椎脊髄外科専門医、日本脊椎脊髄病学会指導医、日本脊髄外科学会指導医、日本神経学会専門医、日本精神神経学会専門医、日本小児神経学会専門医、日本脳卒中学会専門医のいずれかを取得していること。
- ④ 日本ニューロリハビリテーション学会において筆頭演者として発表（口演、ポスター）（1点）、座長の経験（1点）、または日本ニューロリハビリテーション学会が指定する研修会に参加（1点）していること。どの組み合わせでもよいが、合計2点以上を取得していること。
例1：筆頭演者としての発表2回（2点）＝2点
例2：筆頭演者としての発表1回（1点）＋座長1回（1点）＝2点
例3：座長2回（2点）＝2点、
例4：研修会2回（2点）＝2点、
例5：座長1回（1点）＋研修会1回（1点）＝2点
- ⑤ 神経科学（neuroscience）に関わる領域の査読判定が行われている論文を2編以上有しており、そのうち少なくとも1編は筆頭著者又は責任著者であること（和文、欧文、臨床領域、基礎領域は問わず）。

以上、5条件が全て満たされた場合に書類審査の上「日本ニューロリハビリテーション学会認定医」として認定する。